

# 国と地方のシステムWG 提出資料

(十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用関係)

---

- I 農地関係
- II 林地関係

平成29年3月16日

**農林水産省**

# I 農地関係 相続未登記農地等の実態調査について

- 土地の所有者不明化が問題となっているところ、農地についても、相続未登記農地の存在が担い手への農地の集積・集約化を進める上での阻害要因となっているとの指摘。
- 昨年6月の「日本再興戦略2016」でも、この問題の調査と改善策の検討が明記されたことを踏まえて、農業委員会(市町村の独立行政委員会)を通じて相続未登記農地等の実態調査を実施したところ。

## 「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」 (平成28年6月2日閣議決定)

### 第2 具体的施策

#### 3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 生産現場の強化

##### ① 農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績(借入・転貸)は、初年度(2014年度)の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

(中略)

・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。

# I 農地関係 実態調査の結果について

- 実態調査の結果、相続未登記農地及びそのおそれのある農地の面積合計は約93万haで全農地面積の約2割。
- そのうち、遊休農地の面積は約5万4千haで、遊休農地面積全体の約4割。

## 結果

相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合 計	93.4万ha (農地(447万ha)の20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (遊休農地(13.5万ha)の40.0%)

## 定義

- 「相続未登記農地」:  
登記名義人が死亡していることが確認された農地。
- 「相続未登記のおそれのある農地」:  
住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。
- 「遊休農地」:  
1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込のない農地等

※ 各農業委員会において、農地台帳上の農地の登記名義人について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳上のデータとそれぞれ照合。

# (参考) 農地台帳について

- 農地台帳は、農地の権利移動の許可業務等を適切に行うため、農業委員会が管内の農地情報を一筆毎に記録する台帳。
- 農業委員会は、農地法により、農地台帳の電子化と公表を義務付けられており、その情報を全国一元的に公開する農地情報公開システム(全国農地ナビ)において、約4,200万筆の農地情報が公表されているところ。

## 農業委員会

- 農地所有者等からの申請・届出等により、農地の権利関係や利用状況、所有者の意向などを調査・把握し、農地台帳に記録。



## 農地台帳の主な記録事項

- 所有者等の氏名・名称、住所
- 農地の所在・地番、地目、面積
- 賃借権等の権利の種類と存続期間、借賃等の額
- 遊休農地に関する措置の実施状況(遊休農地かどうか)
- 所有者の農地の賃貸等に関する意向
- 農振法や都市計画法の地域区分
- 農地中間管理機構による権利取得や転賃の状況



※ 農業委員会に対して、農地台帳等の電子化と公表を義務付け(農地法第52条の2及び第52条の3)

※下線部を除く事項について、インターネット上で公表。

## 全国農地ナビ

インターネット

農地台帳に基づく農地情報を全国一元的に公開。



規模拡大や新規参入を検討する農地の受け手や行政機関等、誰でも無料で閲覧可能。

# I 農地関係 農地法に基づく所有者不明の遊休農地の公示制度

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 所有者が分からない遊休農地（共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合）については、公示手続で対応。
- 2月28日に、静岡県において全国初となる裁定を実施。この他いくつかの地域において、公示や裁定申請を実施中。

## 制度の概要

### 毎年1回、農地の利用状況を調査 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

### 耕作者不在となるおそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

### 利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

### 所有者等を確認できない旨を公示

### 農地中間管理機構との協議の勧告

- 意向表明どおり
- 権利の設定・移転を行わない
  - 利用の増進を図っていない

機構に対して所有者からの申出がなかった旨を通知

機構から知事に対して裁定を申請

都道府県知事の裁定